

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が地域共生社会の実現を目指すにあたり、持続可能な権利擁護支援モデル事業実施要領（令和4年5月12日付社援発0512第5号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添34）に基づき、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 豊田市は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、意思決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援として、本要綱で定めるところにより、地域生活意思決定支援事業を試行的に行うものとする。

(定義及び事業内容)

第3条 前条の「地域生活意思決定支援事業（以下「本事業」という。）」とは、豊田市が次項及び第3項に掲げる事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える市民に対する意思の決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援を一体的かつ包括的に提供する事業をいう。

2 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）地域生活課題を抱える市民であって、精神上の理由又は社会的障壁により社会生活を円滑に営む上で意思決定に困難を有する者に対し、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、訪問による選好及び価値観の把握、意思の表出及び形成に必要な情報の提供及び支持その他意思決定のために必要な便宜の提供として別に定めるものを行う事業（以下「意思決定フォロワー推進事業」という。）

3 市長が指定する者は、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、次に掲げる事業（以下「生活基盤サービス事業」という。）を行うものとする。

（1）日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続又は費用の支払に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに必要な便宜の供与として別に定めるものを行う事業（以下「日常的金銭管理サービス事業」という。）

(本事業に要する費用)

第4条 本事業に要する費用の額、支給及び利用者負担額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(本事業の対象者)

第5条 本事業の対象者は、豊田市に住民登録のある者又は豊田市が援護を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1)認知症、知的障がい、精神障がいその他の精神上の理由又は社会的障壁により、社会生活を円滑に営むために必要な意思の決定及び社会参加するために必要な金銭管理その他の手段的活動の確保の支援を要する者
- (2)前号に該当する者であって、当該課題に対し、親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者
- (3)本事業の支援の内容について判断し得る能力を有していると認められる者又は成年後見制度若しくは未成年後見制度を利用している者

2 市長は、前項に該当する対象者から、試行的運用の対象となる者を選定する。

(利用の登録)

第6条 本事業の利用登録を希望する者は、市長が別に定める者に豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト（様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。）を提出するものとする。

- 2 前項による提出があったとき、別添1に基づき、市長が別に定める者は、本事業の利用登録を希望する者との面接により、基準に該当するかどうか確認を行う。ただし、本事業の利用登録を希望する者との面接が困難な場合は、この限りでない。
- 3 前項による確認の結果、本事業の対象者と認められる者は、基本チェックリストの実施結果を市長に提出しなければならない。
- 4 前項による提出があったとき、市長は、豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証（様式第2号）を発行するものとする。

(本事業の利用)

第7条 本事業の利用登録者は、市長が基本チェックリストの実施結果を受理した日

から本事業を利用することができます。

(利用の登録取消し)

第8条 市長は、本事業の利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用の登録を取り消すことができる。

(1) 基本チェックリストの質問項目に対する回答について、別添1に掲げる基準に該当しなくなったと認めるとき。

(2) 本事業の利用登録者が、本事業を今後利用する意思がないために自主的に登録の取消しを希望するとき。

2 取消しの効力は、取消決定日から生じるものとする。

(権利擁護支援委員会)

第9条 市長は、本事業が、権利行使の支援及び権利侵害から回復の支援（以下、「権利擁護支援」という。）として適正な運営を確保するとともに、利用者等からの苦情を適切に解決するために、人格が高潔であって、社会福祉、意思決定支援又は法律に関し識見を有する者（以下、「委員」という。）で構成される権利擁護支援委員会を置くものとする。

2 委員の委嘱期間は、2か年とする。

3 権利擁護支援委員会は、豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱に基づき、同要綱に規定する意思決定支持者に対して必要な助言又は支援を行う。

3 権利擁護支援委員会は、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱に基づく、生活基盤サービス事業者に対して必要な助言、支援又は勧奨を行う。

4 権利擁護支援委員会は、本事業に関する苦情についての解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

5 権利擁護支援委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し本事業に関する者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

6 権利擁護支援委員会は、本事業において権利擁護支援の確保にあたり、成年後見制度の利用の必要性を認めるときは、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、権利擁護支援委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の試行的運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

別添1（第6条関係）

市長が別に定める者	以下に所属する職員 ・ 豊田市役所福祉総合相談課 ・ 地域包括支援センター ・ 委託障がい者相談支援事業所 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 指定特定障がい者相談支援事業所
事業対象者に該当する基準	様式第1号の質問項目 No. 1～5までの5項目のすべてに該当
意思決定に支援を要する基準	様式第1号の質問項目 No. 6～10までの5項目のうち2項目以上に該当
社会参加に必要な手段的活動の確保に支援を要する基準	様式第1号の質問項目 No. 11～15までの5項目のうち2項目以上に該当

様式第1号（第6条関係）

とよたしちいきせいかついしけつていしえんじぎょうりようとうろくしょけんきほんちえつくりすと
豊田市地域生活意思決定支援事業利用登録書兼基本チェックリスト

ほんにんかんい ちえつく
<本人簡易チェック>

実施日：令和 年 月 日

項目	確認事項	
あなたの じょうたい 状態	何かを決める時に、不安になることや、誰かに相談したいと思うことがありますか。	はい・いいえ
	お金の出し入れや使い方に、不安になることや、誰かに相談したいと思うことがありますか。	はい・いいえ
じぎょう 事業に たいするきぼう に対する希望	説明を聞いて、事業を利用したいと思いましたか。	はい・いいえ
	「基本チェックリスト(裏面)」を実施して当てはまる、事業を利用できるようになります。 「基本チェックリスト」の実施を希望しますか。	はい・いいえ

※全て「はい」がついた場合は、登録希望者情報を記入して基本チェックリストを実施。

とうろくきぼうしゃじょうほう
<登録希望者情報>

ふりがな	
しめい 氏名	
じゅう 住所	〒 豊田市
せいねんがっぴ 生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

じょうほうしゅとくおよびていきょう どうい
<情報取得及び提供の同意>

※ 基本チェックリストが「該当」の場合は記入。

わたし(代理者)は、豊田市が本事業の利用に必要な範囲内で、登録書及び基本チェックリストの記入内容、要支援・要介護認定又は障がい福祉サービス支給決定等の情報について、関係機関・部署から取得するとともに、意思決定支持者、生活基盤サービス事業者及び権利擁護支援委員会その他の支援関係者に提供することに同意します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

とよたしちょう さま
豊田市長 様

ほんにんしめい
本人氏名

代筆者又は代理者氏名

本人との関係

基本チェックリスト

実施日：令和 年 月 日

質問	答え		
1 何かを決める時に、相談できたり、頼ることができたりする家族がいますか。	はい	いいえ	5
2 お金の出し入れや使い方について、相談できたり、頼ることができたりする家族がいますか。	はい	いいえ	
3 お金の出し入れや支払いなどで、他のサービスによって十分な支援を受けられていますか。	はい	いいえ	
4 事業について、内容がわかりましたか。	はい	いいえ	
5 事業を利用するときに、必要な費用がわかりましたか。	はい	いいえ	
6 自分の話を、もっと聞いてほしいと思うことがありますか。	はい	いいえ	
7 施設や事業所の職員以外に、話をする人がいますか。	はい	いいえ	
8 時間があるときにしてみたいこと、行ってみたいところや、欲しいものなどについて、もっと考えてみたいと思うことがありますか。	はい	いいえ	2
9 時間があるときにしてみたいこと、行ってみたいところや、欲しいものなどについて、もっと教えてほしいと思うことや知りたいと思うことがありますか。	はい	いいえ	
10 施設や事業所の職員などに何かを伝えるときに、うまく言えないことがありますか。	はい	いいえ	
11 お金があれば、欲しいものがありますか。	はい	いいえ	2
12 お金の使い方について、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ	
13 お金の出し入れについて、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ	
14 施設の利用料や家賃、光熱水費などの支払いについて、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ	
15 手続きや書類の提出について、困ることや迷うことがありますか。	はい	いいえ	

面接者

チェック結果	該当・非該当
--------	--------

様式第2号（第6条関係）

豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証

豊田市地域生活意思決定支援事業 利用者登録証							
利用者登録者（本人）	番号						
	住所	〒 豊田市					
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日						
登録年月日							
市町村名及び印	豊田市		2	3	2	1	1
	豊田市長						
	 <small>愛知県豊田市西町3丁目60番地 電話番号 (0565)34-6791(直通)</small>						

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、委託障がい者相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の名称	
意思決定フォロワー推進事業に関する事項	
意思決定フォロワー名	
意思決定フォロワー名	
予備欄	
<small>注意事項</small> 1 生活基盤サービス事業を受けようとするときは、必ずこの証を事業者に提示してください。 2 意思決定フォロワー推進事業を受けるときに支払う金額は、この証に記載された金額です。 3 生活基盤サービス事業を受けるときに支払う金額は、生活基盤サービスに要した費用に、この証に示された割合を乗じた金額です。 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、豊田市福祉総合相談課にその旨を届け出してください。	

生活基盤サービス事業者記載欄		
事業者及びその事業所の名称		
契約日	令和〇年〇月〇日	
サービス内容	日常的金銭管理サービス事業【手続支援加算該当】	
代理権	(1)日常生活に必要な範囲の金銭に対する維持・管理(預金通帳の管理を含む) (2)福祉サービス等の利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き	
預かり品	通帳 <input type="checkbox"/>	
	はんこ <input type="checkbox"/>	
	キャッシュカード <input type="checkbox"/>	
	その他 <input type="checkbox"/>	
権利擁護支援専門員 (金銭管理監督担当)	本人確認印	事業者確認印
監督時期		